

西東京市男女平等参画推進計画の策定にあたって

国際婦人年(昭和50年)からおよそ30年、国においては男女平等参画に関わるさまざまな法や環境の整備がなされてきました。

1999年(平成11年)には、男女共同参画社会の実現が21世紀の日本社会を決定する最重要課題であると位置づけた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。また2001年(平成13年)には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(DV防止法)」が施行されるなど、女性の人権をめぐる取り組みが進められてきました。

西東京市は、前身の旧両市(田無市・保谷市)で、それぞれ市民参加による男女平等推進プランを策定し、施策の実施に取り組んできました。新市になってからも、これまでの取り組みを継続・発展させ、市民と行政が協力し事業を進めています。

2002年(平成14年)7月には市民や学職経験者15名で構成する西東京市男女平等参画推進委員会を設置し、男女平等参画推進計画の策定をお願いしました。以来延べ23回にわたりご審議いただき、2004年(平成16年)3月に委員会から答申をいただきました。

この計画は、「一人ひとりが自分らしく自立し、いきいきと個性と能力を発揮できる社会をめざす」という基本理念の下、市として取り組むべき事業を具体的に、計画的に示したものです。

市では、この計画に沿って施策を推進し、男女平等参画社会の実現をめざして市民の皆様が「自分らしくいきいき」と暮らせるよう、積極的な取り組みを行ってまいります。

男女平等参画社会の実現は、市民の皆様をはじめ、民間事業所ほか、関係機関・団体等と行政とが一体となった取り組みが必要です。今後ともこの計画の円滑な推進に対し、皆様のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後にこの計画策定にあたりご指導、ご協力をいただきました、推進委員会の皆様をはじめ市民の皆様にご心から御礼を申し上げます。

平成16年3月



西東京市長 保谷 高 範